

五年退職金事件

最高裁昭和五八年九月九日第二小法廷判決

(昭和五三年(行ツ)第七二号納税告知処分等取消請求事件)

(民集三七巻七号九六二頁)

〈事実の概要〉

原告株式会社X(控訴人・上告人)は、経営状態が必ずしも順調でなかつた昭和四〇年一二月頃、従業員労働組合からの退職金に関する申入れを検討した結果、

〈判旨〉

上告棄却。

の保障やそれに要する経理上の負担の軽減のために従業員給与規程を改正して、同じ条件で勤務を継続する従業員に対しても、勤務年数を五年間で打切り計算し就職後五年ごとに退職金名義で手当を支給することにした。Xは、昭和四一年四月から同四四年五月までの間に勤続期間が五年に達した従業員に対しこの規程に基づきその都度支給した金員について、これらを退職所得として取り扱った結果、源泉徴収すべき所得税額は存在しないとして、所得税の源泉徴収をしなかつた。これに対して、被告税務署長Y(被訴人・被上告人)は、右金員が給与所得(賞与)に該当するとして、右金員に係

したのでは、公正を欠き、かつ社会政策的にも妥当でない結果を生ずることになることから、かかる結果を避ける趣旨にして支給を受ける金員には、普通、退職手当又は退職金と呼ばれているもののほか、種々の名称のものがあるが、それが法にいう退職所得にあたるかどうかについては、その名称にかかわりなく、退職所得の意義について規定した前記法三〇条一項の規定の文理及び右に述べた退職所得に対する優遇課税についての立法趣旨に照らし、これを決するのが相当である。かかる観点から考察すると、ある金員が、右規定にいう「退職手当」、一時恩賜その他の退職により一時に受けける給付にあたるというためには、それが、(1)退職すなわち勤務関係の終了という事実によってはじめて給付されること、(2)従来の継続的な勤務に対する報償などとの名義で退職を原因として一時に支給される金員は、その内容において、退職者が長期間特定の事業所等において勤務してきたことに対する報償及び右期間中の就労に対する対価の一部分の累積たる性質をもつとともに、その機能において、受給者の退職後の生活を保障し、多くの場合いわゆる老後の生活の糧となるものであつて、他の一般の給与所得と同様に一律に累進税率による課税の対象とし、一時に高額の所得税を課することと

(二) 原審の事実認定によると、「Xがその従業員に対し五年の勤務期間を経過するごとに支給する退職金名義の金員は、少なくとも、既往の右の期間における勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払という趣旨以外に特段の趣旨を有するものではない」ということは、できるが、他方において、右金員の支給を受けた従業員は、一たん退職したうえ再雇用されるものではなく、従前の雇用契約がそのまま継続しているものとみるべきであり、また、右金員支給の基礎となる五年の期間は、その経過によって勤務関係を確定的に終了させるという意図から設けられたものではなく、むしろ、将来勤務関係が確定的に終了する際に支給される退職金を実質的に前払いするための計算の便宜上定められたものにすぎず、五年という年数にそれ以上に特段合理的な根拠があるわけではないとみるべきであつて、これらの点を考慮すると、右金員は、前記(1)の要件である、勤務関係の終了とという事実によってはじめて給付されること、という要件を欠くことは明らかであつて、退職所得にはあたらない。

〈解説〉

一 退職所得が勤務の対価という点で給与所得と同じ性質をもつ所得であることは一般に承認されているが、そうであるが故に本件のような限界事例(短期定

年制)においては両者の区別は特に困難な問題となり得る。本判决の意義は、退職所得に対する税負担軽減措置(所得税法三〇条二項の退職所得控除、二分の一控除及び同法二二条一項の分離課税)の趣旨をも斟酌することによって、最高裁判所が初めて退職所得の要件を明らかにした点にある。本判决の考え方は、類似の事件(二〇年退職金事件)に関する最高裁判所昭和五八年一二月六日第三小法廷判決(訟月三〇巻六号一〇六五頁)においても引用されている。

二 退職所得に対する税負担軽減措置

は、本判决も説示するように、退職所得が①過去の長期間の勤務に対する報償ないしこれに対する対価の一部分の累積たる性質をもつことと、②受給者の退職後の生活を保障する機能をもつことという二つの要素を考慮して定められたものであると一般に解されている。①の要素からは平準化措置が、②の要素からは租税力や社会政策に配慮した税負担軽減措置がそれぞれ要請されることになるが、これらは所得税法上の各税負担軽減措置と一応対応させることができる(金子・後掲参照)としても、このような対応関係によつて各措置の適用が左右されるわけではない。この意味で、前記の二つの要素の考慮は、所得税法の解釈上は、退職所得に対する各税負担軽減措置の共通の趣旨とすることができよう。もつとも、退職所得が給与所得と同じ性質をもつこと

からすると、退職所得控除には原則として給与所得控除における考慮、特に必要経費の概算控除及び捕捉率の格差の調整も含まれていると解される（清永敬次・新税法（全記）九三頁参照）。

三 本判決は退職所得の要件として判旨（一）中の（1）、（2）及び（3）の三つを示した上で、形式的には右の各要件のすべてを具備していくなくても実質的にみてこれらの要求するところに適合していれば、所得税法（三〇条一項）にいう「これらの性質を有する給与」に該当するとした。このようない見解に関しても、一般論としては、ほぼ異論のないところである。ただ、これららの要件の具体的な適用に関しては特有する給与に該当するとした。このよ

うな見解に関しては、退職という職という概念を私法上の契約関係の終了として解釈するか（借用概念）又は私法上の契約関係だけでなく退職金支給の目的、勤務条件・内容の変更等の事情をも考慮して退職という概念を税法独自に解釈するか（固有概念）が問題になる。前者によると、勤務条件の変更等を伴わない再雇用の場合については、事実認定において契約関係の終了の外観を無視することが必要になろう（判旨（二）参照）。

次に、「これらの性質を有する給与」が当該性の判断に関して問題になる。前記の三つの要件の要求するところというのは、当該給与が前記（一）及び（2）の要素をも

つということを意味すると考えられる。これらのうち①は退職所得の要件(2)及び(3)に、②は(1)にそれぞれ対応するのである(異なる理解として新村・後掲参照)。したがって、(1)の退職の要件を具備していない場合、退職に準じるような勤務条件等の重大な変更等があつた場合の生活保障の機能をもつ給与については、「これらの性質を有する給与」に該当することを認める余地はある(一〇年退職金事件に関する前掲最高裁判決、所得税基本通達三〇一二参考)。

参考文

本判決評

- 三九号（七九頁）
吉良美・民商法雜誌九〇巻六号九一五頁
品川芳宣・商事法務一〇一六号九〇頁
新村正人・法曹時報三九巻六号二〇九一頁
畠山武道・季刊実務民事法六号一七〇頁
第一審判決詳報
高梨克彦・シユトイエル一八三号一頁
村瀬次郎・税経通信三巻一四号九〇頁
第二審判決詳報
品川芳宣・税務弘報二六巻一二号七九頁
島村芳見・税理二巻九号一三七頁
山田二郎・税経通信三四巻一五号三〇頁
一〇年退職金事件も含めた研究
高梨克彦・シユトイエル一八五号一頁
山田二郎・民商法雜誌七八巻臨時増刊号(4)二九七頁